

# 山梨県公報

第九十四号

令和二年

五月七日

木曜日

## 目次

|                       |     |
|-----------------------|-----|
| 告示                    | 二四一 |
| ○道路の供用開始.....         | 二四一 |
| ○随意契約の相手方の決定について..... | 二四一 |
| ○使用料の収納事務の委託.....     | 二四一 |

## 告示

### 山梨県告示第六十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和二年五月二十八日まで一般の縦覧に供する。

令和二年五月七日

山梨県知事 長崎 幸太郎

| 道路の種類 | 路線名   | 区間   | 延長<br>(メートル) | 供用開始の<br>期日 |
|-------|-------|--|--------------|-------------|
| 一般国道  | 四百十一号 | 甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番一地从先から<br>甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番一地从先まで | 四七〇・〇        | 令和二年五月十五日   |

## 公告

● 随意契約の相手方の決定について

山梨県公報 第九十四号 令和二年五月七日

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和二年五月七日

山梨県知事 長崎 幸太郎

### 一 随意契約に係る物品等

- (一) 名称 インターネット接続端末等  
(二) 数量 一式

### 二 契約に関する事務を担当する所属

- (一) 名称 山梨県総務部情報政策課  
(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

### 三 随意契約の相手方を決定した日 令和二年二月二十八日

### 四 随意契約の相手方

- (一) 名称 NECキヤピタルソリューション株式会社  
(二) 住所 東京都港区港南二丁目十五番三号

### 五 契約金額 四千七百七万九千二百円

### 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 随意契約によることとした理由 同一の物品等につき当初の契約の相手方と再度契約をするため(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条第一項第二号に該当)。

### ● 使用料の収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

令和二年五月七日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 委託の相手方 甲府市貢川一丁目四番二十七号 SPS・桔梗屋・KBS共同事業体

二 委託に係る使用料 山梨県立美術館、山梨県立文学館及び山梨県芸術の森公園の使用料

三 委託の期間 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番